

ハラスメントの主な種類・相談例

アカデミックハラスメント（アカハラ）

教員や職員が、優位的立場を利用して、教育や研究に関係する妨害や嫌がらせなど不利益を与え、勉学・研究環境を悪化させること

- ▶ 常識的な教育指導の範囲を超えて、厳しく叱責された
- ▶ 正当な理由なく、指導や面談等を拒否された
- ▶ 不当な成績評価をされた

セクシュアルハラスメント（セクハラ）

性的な言動または固定的な性別役割の押しつけなどで、肉体的・精神的な苦痛や困惑、不快感を与えること

- ▶ 一方的に好意をもたれ、大量のメールやつきまとわれて困った
- ▶ 断ったら逆恨みされ、SNSなどネット上で誹謗中傷をされた
- ▶ 容姿や体型など身体的特徴について、望まない言及や品評を聞かされた

パワーハラスメント（パワハラ）

大学内における諸活動の場において、地位や職権など優越的な立場にある者が、適正範囲を超えた注意や指導をすること。相手の人格や尊厳を傷つける言動を行い、精神的・肉体的な攻撃を与えること

- ▶ 課外活動等で、本人が望まないことを無理強いされた
- ▶ 不当な理由で「単位をあげない」「卒業させない」と言われた
- ▶ 飲み会への参加や、飲み会などでの余興を強要された

モラルハラスメント（モラハラ）

倫理や道徳に反した言葉や態度、身振りや文章などによって精神的苦痛を与え、勉学に対する意欲や環境を失わせる行為

- ▶ 欠点をからかわれ、人前で笑いにされた
- ▶ 交友関係や知人を否定された
- ▶ 「黙れ」「何を言っているんだ」など、意見や存在を無視するような言葉を言われた

上記以外にも
「これってハラスメントなのかな？」と
感じたり、周りの人が
「ハラスメントを受けてるのではないかな？」と、思うことがあったら
まずはご相談ください



ハラスメント、しない!させない!

NIMSハラスメント0宣言★

ハラスメントを受けていると感じたら

- ・ 勇気をもって「嫌だ」という意思表示をしましょう。
- ・ 誰から、いつ、どのような被害を受けたか記録しておきましょう。

ハラスメントを見かけたら

- ・ 見て見ぬふりもハラスメントに加担していることになりかねません。できれば加害者にその場で注意をしましょう。
- ・ 解決が難しそうな時は、被害者に相談窓口に行くように勧めましょう。

ハラスメントを防止するために

- ・ 私たちは、ハラスメントの被害者になる可能性もあれば、加害者になる可能性もあります。自分では気付かないうちに相手に不快感を与えたり傷つけてしまっているケースもあります。
- ・ ハラスメント防止・抑制のためにも、日頃から相手の気持ちを考える言動と、一人の人間として尊重し合える関係を築きましょう。



日本医療科学大学HP
ハラスメント関連のページ



OPEN MEDICAL NIMS 日本医療科学大学
— 生きる力を。 — NIHON INSTITUTE OF MEDICAL SCIENCE

STOP!! HARASSMENT

NIMSハラスメント相談ガイド

日本医療科学大学
ハラスメント防止委員会

日本医療科学大学では、すべての学生・教職員が 健全なキャンパスライフを
過ごすことができるように、ハラスメント防止に取り組んでいます。

STOP!!
HARASSMENT
日本医療科学大学
ハラスメント防止委員会

ハラスメントって？

ハラスメントとは、いろいろな場面での『嫌がらせ』、『いじめ』
をいいます。その種類は様々で、他者に対する発言・行動等が本人の
意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不
利益を与えたり、脅威を与えたりすることが該当します。
本学ではこのようなハラスメントの防止を行うための啓蒙活動を行
うとともに、発生した問題を解決するため、ハラスメント防止委員
会を設けて対応しています。

我慢するだけでは状況は変わりません

「これってハラスメントかも？」と感じたら、下記の『相談窓口』
の中からいずれかの担当者にご相談ください。その後の流れは、右
の『相談の進め方』を参考にしてください。相談については、本学
の『個人情報保護規程』に基づき、個人のプライバシーが尊重され、
相談員や、その他面談した者が知り得た情報については、秘密を厳
守します。相談者の同意や承諾がない限り、正当な理由なく情報開
示しませんので安心してご相談ください◎

在学生対象 ハラスメント相談窓口



相談しやすい窓口にきてください

相談窓口		連絡先
担任／アドバイザー	担任等に個別に相談してください	-----
学生相談室 (1号棟 健康管理センター隣)	開室日時を確認の上、相談してください	049-299-5675
学生課 (本部棟 1F)	窓口 平日9:00～17:00	049-299-5615

* 教職員がハラスメントについて相談する窓口および申請方法はコチラ →



在学生対象 相談の進め方

担任や学生相談室に相談することで、気持ちが落ち着いたり、納得できたらそこで終了です。
ただし、解決が難しい場合は、ハラスメント防止委員会に申し立てができます。秘密は厳守
しつつ、事実確認や調整を進めます。相談依頼のあった学生の希望を最大限に尊重します。

① 相談準備

本学HPより『相談申込用紙』をダウンロードし、
必要事項を記入の上、左下に記載の学生相談窓口へ提出

相談申込用紙の
ダウンロード →



* 『相談申込用紙』は学生課窓口にもあります

② 相談員との面談

★相談内容と状況の確認 ★解決方法の検討

③ 申し立て

★事実確認 ★関係者への聞き取りなど



納得できたら
終了

④ 問題の改善へ

★加害者への改善指導・処分の決定
★再発防止への解決策の提示など

良好な教育環境の回復・改善へ